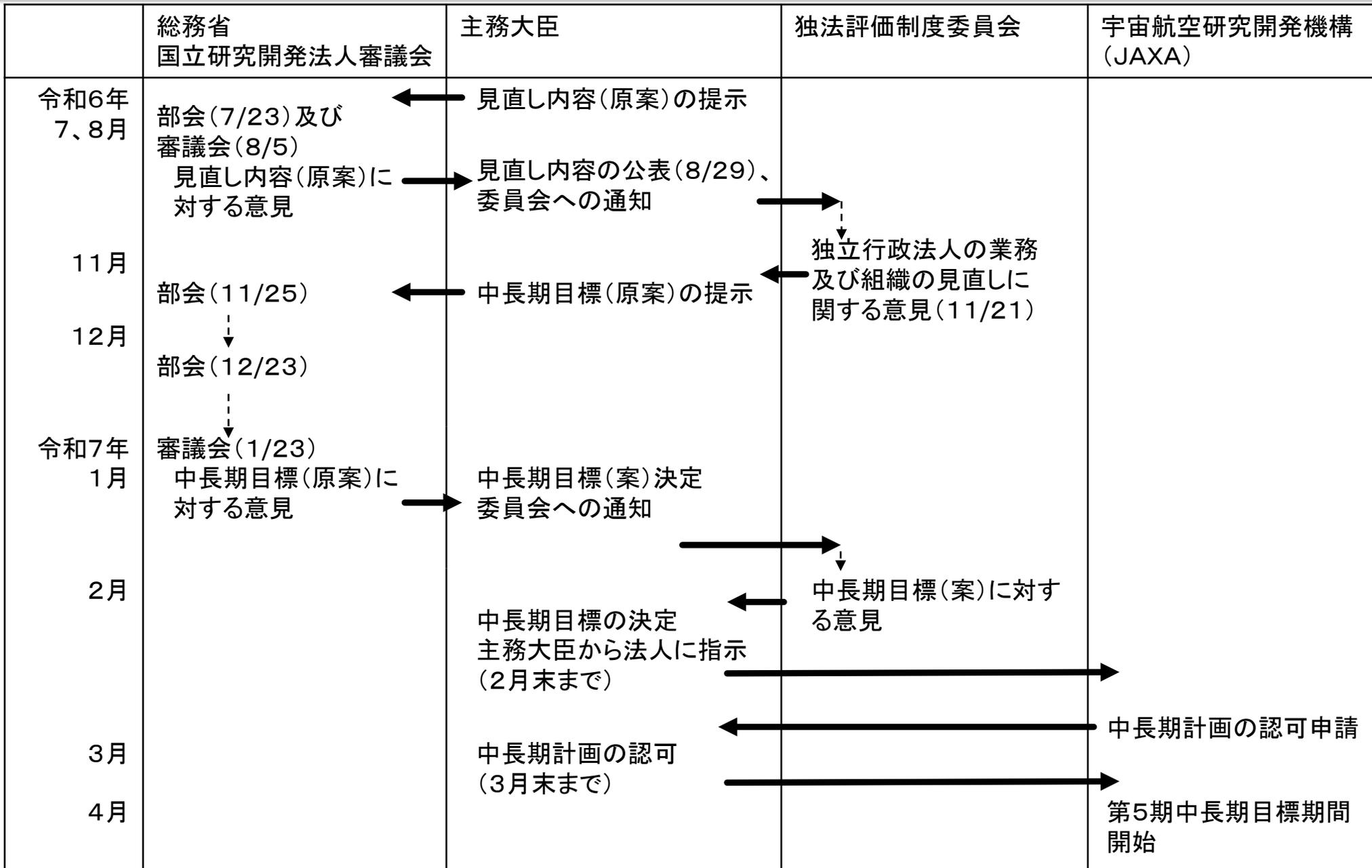


国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の 第5期中長期目標(案)について

第5期中長期目標策定の流れについて



第4期及び第5期中長期目標(案)の構成比較

- JAXAを取り巻く環境変化等を踏まえ、第5期の目標として以下の通り項目建て
- 宇宙基本計画も踏まえつつ、細分化していた項目を大括り化(評価単位:28項目→19項目)

第4期(現行)	第5期(案)
<p>I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系(宇宙基本計画における役割) <ol style="list-style-type: none"> 宇宙安全保障の確保 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造 宇宙活動を支える総合的基盤の強化 研究開発プランにおける航空科学技術に関する役割 <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <ol style="list-style-type: none"> JAXAを取り巻く環境変化 JAXAの取組方針 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施 <ol style="list-style-type: none"> 準天頂衛星システム 海洋状況把握・早期警戒機能等 宇宙システム全体の機能保証強化 宇宙状況把握 次世代通信サービス リモートセンシング 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術(追跡運用技術、環境試験技術等) 宇宙科学・探査 月面における持続的な有人活動 地球低軌道活動 <ol style="list-style-type: none"> 宇宙輸送 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組 <ol style="list-style-type: none"> 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化(スペースデブリ対策、宇宙太陽光発電含む) 航空科学技術 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組 <ol style="list-style-type: none"> 国際協力・海外展開の推進及び調査分析 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献 プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保 情報システムの活用と情報セキュリティの確保 施設及び設備に関する事項 情報収集衛星に係る政府からの受託 <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制 人事に関する事項 	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系(宇宙基本計画における役割) <ol style="list-style-type: none"> 宇宙安全保障の確保 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造 宇宙活動を支える総合的基盤の強化 研究開発プランにおける航空科学技術に関する役割 <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発の実施 <ol style="list-style-type: none"> 宇宙安全保障への貢献 地球観測・通信・測位 宇宙科学・探査 地球低軌道・月面における持続的な有人活動 宇宙輸送 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組 宇宙戦略基金の活用 航空科学技術 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組 <ol style="list-style-type: none"> システムズエンジニアリング・プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献 情報システムの活用と情報セキュリティの確保 施設及び設備に関する事項 <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制 人事に関する事項

赤字:統合/大くくり化
 青字:削除
 下線:項目名修正
 灰色:評価単位 [2]

第5期中長期目標(案)の主なポイント

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

- 1. 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系(宇宙基本計画における役割)
 - 1. 1. 宇宙安全保障の確保
 - 1. 2. 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現
 - 1. 3. 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造
 - 1. 4. 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

II. 中長期目標の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの7年間

III. 研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項

1. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクト及び研究開発等の実施

1. 1. 宇宙安全保障への貢献

○政府における宇宙安全保障の確保の取組に貢献する。
〔情報収集衛星、準天頂衛星システム、宇宙利用に関する国際ルール作りに係る政府の支援 等〕

1. 2. 地球観測・通信・測位

○研究開発・社会実装による成果創出等により、防災・減災、国土強靱化や地球規模課題の解決等に貢献する。
〔地球観測:衛星データ利用技術の社会実装の推進 等
衛星通信:フルデジタル衛星通信、衛星光通信技術等の研究開発及び実証 等
衛星測位:測位システムの高度化 等〕

1. 3. 宇宙科学・探査

○世界最高水準の科学的成果の創出、独創的・先鋭的技術の獲得、国際的プレゼンスを発揮し世界的に不可欠な宇宙機関としての立場を維持・向上させる。
〔人工衛星等の着実な開発・運用、共通技術及び革新技術の獲得、産業界を含む幅広い分野で活躍できる人材の育成 等〕

1. 4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動

- 月面における持続的な有人活動
〔有人と圧ローバの提供・運用 等〕
- 地球低軌道活動
〔民間事業者・大学等に対する「きぼう」を通じた宇宙環境利用実証機会の提供 等〕

1. 5. 宇宙輸送

○基幹ロケットについては、継続する開発プロジェクトを着実に推進し、速やかな民間移管を達成する。

1. 6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組

- 新たな価値を実現する研究開発
〔革新的な研究開発成果の創出、スペースデブリ対策 等〕
- 分野横断的に開発・運用を支える取組
〔周波数管理 等〕

2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組

○我が国の宇宙産業の国際競争力を強化及び非宇宙分野の主体を含む宇宙利用を拡大する。
〔JAXA及び民間事業者等の双方に裨益する共創型の研究開発等の推進・支援、効果的・効率的な宇宙実証機会の提供〕

3. 宇宙戦略基金の活用

○基金を活用し、民間事業者・大学等が複数年度(最大10年)にわたって大胆に技術開発に取り組めるよう、支援を行う。
〔各技術開発テーマの目標達成に向けた、知見及び経験を活かした技術開発マネジメント 等〕

4. 航空産業振興及び社会課題解決に資する航空科学技術に関する取組

5. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組

5. 1. システムズエンジニアリング/プロジェクトマネジメントの推進及び安全・信頼性の確保

- システムズエンジニアリング/プロジェクトマネジメントの推進
〔担当部署から独立した立場でのプロジェクト評価 等〕
- 安全・信頼性の確保
〔継続的な技術基準の維持・拡充の実施 等〕

5. 2. 国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進及び調査分析

○国際協力・多様なプレイヤー間のグローバルな共創の推進
〔相手国及び地域の特性を踏まえた海外の宇宙航空機関との国際協力関係の構築・維持、国際的な枠組みにおける政府のルール形成等の取組支援 等〕

5. 3. 社会の理解増進及び次世代を担う人材育成への貢献

○産学官含む様々なプレイヤーとも連携した広報活動 等
○JAXAの研究開発成果等を素材とした学習機会の提供 等

5. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保

○過去にJAXAが経験したセキュリティインシデントに対する原因究明の結果等を踏まえた、更に高度な攻撃に対応する最新の情報セキュリティ対策・体制の強化の推進 等

5. 5. 施設及び設備に関する事項

○利用施設の持続可能なインフラマネジメントの実現
○経営基盤である施設等の包括的なマネジメントの推進 等

IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項

○民間事業者にとっての事業性・成長性を確保できるような契約制度の見直し及び柔軟な契約形態の導入 等
○宇宙航空開発の基盤となる人員拡充への着実な取組 等

V. 財務内容の改善に関する事項

○適切な財務内容の実現や、財務情報の公開に努める。
○自己収入等の増加を促進する。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制

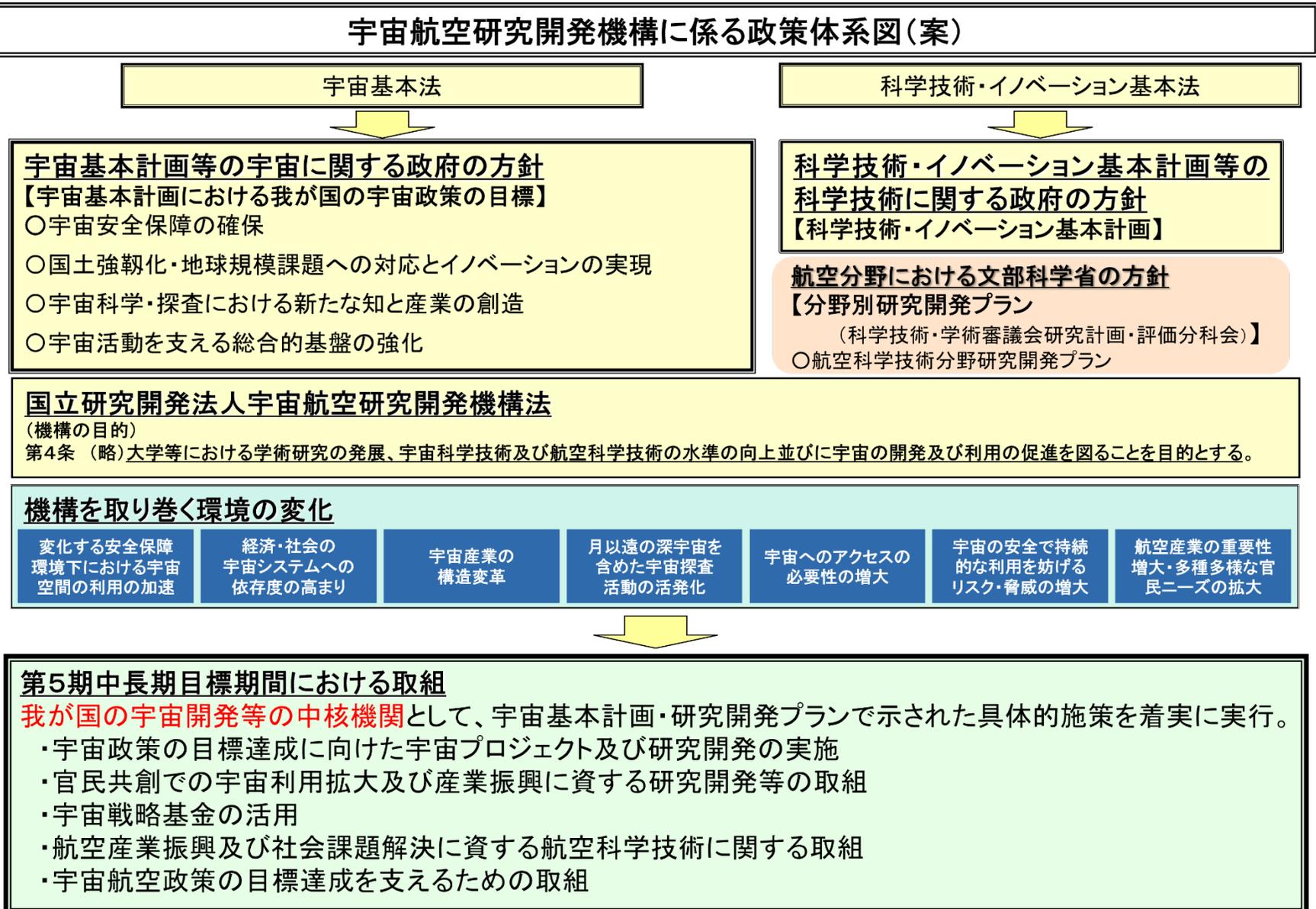
○研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止する効果的な取組の推進
○マネジメント改革に係る検討を踏まえた制度の改善、役職員の意識改善への取組 等

2. 人事に関する事項

○産学官との人材交流を強化していくとともに、機構と宇宙開発を担う主体及び安全保障を含む宇宙を利用する主体との交流を一層推進する。

第5期中長期目標(案)別添1:宇宙航空研究開発機構に係る政策体系図について

■国の政策体系において法人の業務がどのように位置づけられるかを明らかにしたもの



第5期中長期目標(案)別添2:評価軸及び関連指標(案)について

■【Ⅲ.宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組】について、項目毎に評価軸及び関連指標を設定

中長期目標の項目	評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標)
	<p>様々な観点(科学的・技術的観点等)を踏まえて設定され、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるもの</p>	<p>【評価指標】 評価・評定の基準として取り扱う指標</p> <p>(関連するモニタリング指標) 正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するため必要な指標</p>
<p>(例) 3. 宇宙戦略基金の活用</p>	<p>(例) ○「宇宙戦略基金 基本方針」及び「宇宙戦略基金 実施方針」等に基づく民間事業者・大学等が主体となった技術開発の成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。</p>	<p>(例) 【評価指標】 ○「宇宙戦略基金 実施方針」に基づき公募・選定するプロセス及び公募・選定した民間事業者・大学等における技術開発の進捗に係るマネジメントの状況</p> <p>(関連するモニタリング指標) ・当該年度の支援件数 ・当該年度迄に技術開発が当初の計画通りまたはそれを超えて進捗している課題数の割合等</p>

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分之一を超えてはならない。

（中長期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時までに、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かななければならない。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする

る措置について報告を求めることができる。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）

（宇宙開発利用に関する基本的な計画）

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。